

令和6年度電子署名法認定基準のモダナイズ検討会 開催要領

1. 趣旨・目的

我が国においては電子署名をはじめとする様々なトラストサービスが展開・検討されており、とりわけ電子署名については、平成13年4月に施行された電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）に基づく特定認証業務の認定制度が存在している。しかしながら、この認定基準については法施行当初から大きな改正が行われていないため、技術動向やセキュリティに対する考え方の変化等を踏まえて基準を最新化する必要性が示唆されていることから、認定基準の最新化について検討を行うものである。

2. 検討内容

- (1) 国際基準に照らし合わせた情報セキュリティに関するリスクマネジメントの規定
- (2) 認証局の秘密鍵を管理する暗号装置の技術基準の更新
- (3) 国際的な基準を満たしつつクラウドサービスへの拡張等が可能となるようなセキュリティ基準の検討
- (4) 認証設備室の外からの遠隔操作やパブリッククラウドサービスの利用の規定
- (5) 利用者の真偽の確認における自動化の規定
- (6) 公的個人認証法に基づいて署名検証者の認定を受ける特定認証業務を行う者の基準との差異の解消

3. 委員（敬称略）

- 漆畷 賢二（GMOグローバルサイン株式会社事業企画部 部長）
- 小田嶋 昭浩（電子認証局会議 理事）
- 松本 泰（特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 フェロー）
- 満塩 尚史（順天堂大学健康データサイエンス学部 准教授）
- 宮内 宏（宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士）

4. 座長

座長を委員の互選により決定する。検討会の議事進行は座長が行う。

5. 事務局

事務局は、デジタル庁デジタル社会共通機能グループが行う。

6. オブザーバー

座長は検討会の進行に必要があると認める場合には、委員、事務局以外に必要な者をオブザーバーとして参加させ、説明、発言、質疑等を求めることができる。

7. 検討内容の公開等

本検討会及び資料は原則として公開する。また、事務局において検討会での発言をとりまとめた議事録及び議事概要をまとめた議事要旨を委員の確認を受けて作成する。議事要旨及び議事録についても、原則として公開資料とする。

ただし、検討会、検討会資料又は議事要旨について、企業情報の保護等により座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合には、この限りではない。この場合、委員及びオブザーバーは、本検討会を通じて知り得た企業秘密に該当する事項等に関して守秘義務を負う。

8. その他

本開催要領は必要に応じて見直しを行うものとする。

以上